

平成30年度
地域資源活用促進事業費補助金
(2次募集)

【概要資料】

【補助金の概要】

地域資源(裏面参照)を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓等に取り組む中小企業者に対し、これらに係る経費の一部を補助します。

【応募期間】

平成30年7月18日(水)～平成30年8月31日(金)

【問い合わせ先】

下関市産業振興部産業振興課

住 所：〒750-0009

下関市上田中町1-16-3

電話番号：083-232-7214

平成30年7月
下関市産業振興部産業振興課

【 目 次 】

I.	本事業について	1
	1. 事業の目的	1
	2. 補助対象者	1
	3. 補助対象事業	1
	4. 補助事業期間	1
	5. 事業のスキーム	2
	6. 補助対象経費	3
	7. 補助金の額	4
	8. 応募手続の概要	5
II.	事業計画書の様式	7

【地域資源とは】

地域の強みや特性となり得る「ひと」や「もの」、「文化・歴史」などの有形・無形の優れた資源のことを総称して、一般に地域資源と言っていますが、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下「地域資源活用促進法」という。）では、各都道府県が指定する以下のものを「地域産業資源」（以下「地域資源」という。）として規定しています。

- 1 地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品
- 2 1の鉱工業品の生産技術
- 3 文化財、自然の風景地、温泉等の相当程度認識されている観光資源

地域資源活用促進法に基づき、山口県において指定されている下関市関連の地域資源は下表のとおりであり、これらは、下関市ならではの資源として新たな価値を生み出す可能性を秘めています。

「地域資源一覧」（H30.7月現在）

地 域	類 型	数	備 考
県全域	農林水産物	15	アユ、いちご、西都の雫、サザエ、サチユタカ、竹、はなっこりー、晴るる、山口県産米、やまぐち・桜酵母、やまぐち和牛、せときらら、シイ、マツ、ハモ
	鉱工業品	6	水産ねり製品、デニム製品、やまぐちの酒（清酒）、山口外郎、味噌、醤油
下関市	農林水産物	26	アスパラガス、うに、クジラ、サバ、サワラ、瀬つきあじ、長門ゆずきち、やまぐちの甘だい、垢田トマト、あんこう、ウルメイワシ、カーネーション、かきチシャ、下関北浦特牛イカ、白ネギ、ふく、プチソレイユ、プロッコリー、関の花、レンコダイ、ジビエ（イノシシ肉、シカ肉）、のどぐろ、ワカメ、下関ネギ、キジハタ、梨
	鉱工業品	10	デジタル関連産業製品、萩焼、赤間硯、辛子明太子、瓦そば、船舶、そうめん、とんちゃん鍋、コリアンフード、うに加工品
	観光資源	14	唐戸市場、川棚温泉、関門海峡、木屋川ゲンジボタル発生地、城下町長府、角島、土井ヶ浜、一ノ俣温泉、巖流島、はい！からっと横丁、海峡ゆめタワー、進水式、海響館、菊川温泉

※上表のうち_____の地域資源は、平成30年度より指定されたもの

I. 本事業について

1. 事業の目的

地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓等に取り組む中小企業者に対し、これらに係る経費の一部を補助することにより、地域資源の市内外への認知度を高めるとともに、異業種・同業種の連携促進を通じた付加価値の向上を図り、中小企業者の経営革新と基盤強化を促進し、もって地場産業の振興を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、地域資源を活用して新商品及び新サービスの開発や販路開拓等を行う中小企業者（別紙参照）であって、以下の要件を全て満たすものであることが必要です。

- (1) 下関市内に本店又は主たる事業所を有する者
- (2) 市税に滞納がない者

※上記(1)における「主たる事業所」とは、従業員数や売上高、生産高等から勘案し、本店に準ずる規模を有していると認められる事業所を言います。

3. 補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、地域資源を活用して新商品・新サービスの開発や販路開拓を行い、地場産業の振興に寄与する事業です。

「新商品又は新サービスの開発」について

既に商品化されているものであっても、商品化後概ね1年以内であり、本事業によって当該商品を改良し、販路開拓を行う場合については、「新商品・新サービスの開発」とみなします。

【補助対象外事業】次に掲げる事業は補助対象外とします。

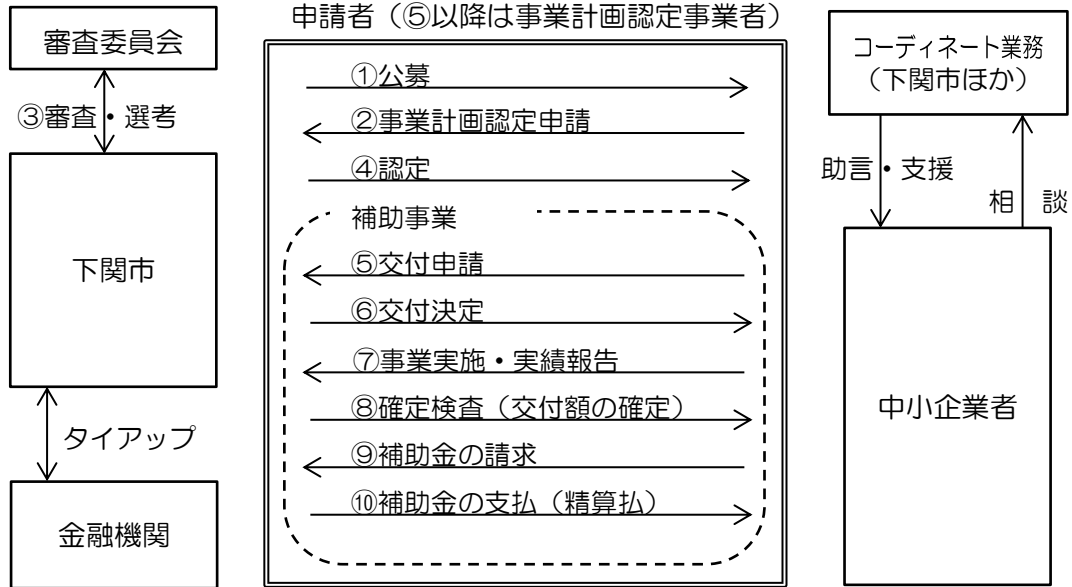
- ・新商品等の開発及び販路開拓そのものを外注又は委託し、企画だけを行う事業
- ・外注加工費及び委託費の各経費又はその合計額が補助対象経費総額の2分の1を超える事業
- ・公序良俗に反する事業

4. 補助事業期間

補助対象期間は、交付決定日から翌年度の3月31日までを限度とします。

5. 事業のスキーム

(1) スキーム図



※補助対象期間が2箇年度にまたがる事業については、「補助事業」に記載する手続きを年度毎に実施することとなります。

※補助金の支払いは、年度毎の精算払いとし、概算払いは認められません。

※交付申請をしようとするときは、事前に事業計画の認定を受ける必要があります。

(2) 申請から補助金交付までの流れ

項目	日程 (予定)
②事業計画申請	平成30年8月31日まで【当日の消印有効】
③審査	9月下旬
④認定	9月下旬
⑤交付申請	10月上旬
⑥交付決定	10月中旬
[補助対象期間] 交付決定日から平成32年3月31日までの間で任意に決定 ※この期間に契約・発注を行い、支払いを終えた経費が補助対象経費となります。	
⑦実績報告	補助事業の完了した日から20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに報告が必要です。 ※補助対象期間が年度を跨るときは、年度毎に報告してください。
⑧確定検査	検査及び支払手続きにより、補助金の交付には、実績報告後1か月程度の期間が必要です。
⑨補助金の請求	
⑩補助金の支払	

6. 補助対象経費

補助事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は下表に掲げる経費のうち、明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

- ・証拠書類は、補助事業の完了した日の次の4月1日から5年間保管が必要です。
- ・交付決定日以降に契約・発注を行い、支払いを終えた経費のみが対象となります。

【対象経費の区分】

経費名	補助対象経費（例）と留意点
1. 謝金	専門家のアドバイスを受けるために必要な経費
2. 旅費	①アドバイスを受ける専門家を招聘するのに要する交通費等 ②試験研究機関等との試験実施などに要する職員の交通費等 ③販路拡大調査等のために要する交通費等 【留意点】 対象となる旅費（交通費、宿泊費及び日当等）は、企業等の旅費規程等に基づくものであり、かつ、常識の範囲を超えないものであること。
3. 賃金	新商品の開発や販路開拓等の業務を補助するために臨時的に雇い入れた者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る）に対する賃金（パート、アルバイトに対する賃金等） 【留意点】 賃金は、補助金額の2分の1を超えないこと。
4. 事業費	
(1) 原材料費	新商品の開発等に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費 【留意点】 販売を目的とした最終製品の原材料費は補助対象外とする。
(2) 機械・設備等費	①事業の遂行に必要な機器・設備類の借上（リース）に要する経費。 ただし、リース期間が補助年度を超える場合、期間按分比例方式で算出した補助事業期間分のみを補助対象経費とする。 ②事業の遂行に必要な機器・設備類の試作、改良、修繕に要する経費 ③事業の遂行に必要な機器・設備類の購入に要する経費 【留意点】 機器・設備類の購入は、新商品の開発等に必要不可欠なものであ

	て、購入金額が10万円を超えないもので、かつ補助対象経費の2分の1を超えないものであること。
(3) 委託・外注費	①学術研究機関等への研究・試験開発等に要する経費 ②市場の調査・分析等のためのコンサルタントに要する経費 ③機械装置等の設計・加工等を外注する経費 ④販路拡大のために要する経費（ホームページ等作成委託費、受発注コーディネートなどのコンサルティング料、製品紹介パンフレット類の作成委託費など） 【留意点】 委託・外注費は、補助金額の2分の1を超えないこと。
(4) 産業財産権等取得費	事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権の取得等に要する経費
(5) 諸費（庁費）	展示会出展料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、手数料、使用料、消耗品費など
5. その他経費	その他

【補助対象経費全般に関する留意点】

(1) 上表に該当する経費であっても、直接販売活動につながる経費については補助対象外となります。

(例示)

- ・主として販売活動を補助するために臨時的に雇い入れた者に対する賃金（賃金）
- ・主として販売のための原材料仕入れ、商品仕入れとみなされるもの（原材料費）
- ・主として商品の売買を目的としたホームページ作成のために支払われる経費

（委託・外注費）

(2) 補助金の対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含みません。

(3) 本市の他の補助制度の採択を受けた場合、重複する補助対象経費については、補助対象外とします。

(4) 国庫補助金等の補助金・助成金等の採択を受けた事業については、当該補助金において「①補助率等により自己負担となる額」及び「②補助対象外とされる経費」について本事業の対象とします。

7. 補助金の額

1事業あたり50万円（補助対象経費の総額が50万円に満たない場合は当該額）を限度として交付します。

8. 応募手続の概要

(1) 受付期間

平成30年7月18日（水）～ 平成30年8月31日（金）

※郵送の場合は、8月31日（金）の消印有効

(2) 提出方法

応募に必要な書類を下関市産業振興部産業振興課へ持参、または郵送により提出してください。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとなります。

下関市産業振興部産業振興課（TEL:083-232-7214）

住所：750-0009

下関市上田中町 1-16-3

(3) 申請書類

応募に当たっては、次に掲げる書類を作成し、提出してください。

ア 申請書類

①地域資源活用促進事業計画認定申請書（様式第1号）

②事業計画書（様式第1号別紙）

③事業収支予算書（様式第2号）

④添付書類

- ・直近の決算書類（貸借対照表、損益計算書）
- ・定款及び登記簿謄本
- ・会社案内等事業概要の確認ができる資料
- ・市税を滞納していないことを証明する資料

イ 申請部数 1部

※提出書類や追加説明資料は、審査のためにのみ使用いたします。なお、提出された書類は返却いたしません。

(4) 審査方法・基準

事業計画の審査は、以下の評価項目に基づき、外部有識者等により構成される事業計画認定審査委員会において審査を行います。なお、審査方法は、書類審査を通過したもののについて、応募者によるプレゼンテーション審査を行います。（9月下旬予定）

評価項目	評価事項
事業内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・事業の内容・目標・遂行方法が十分具体的であるか。・現時点においての市場ニーズ・市場規模等を考慮した計画となっているか。・事業に見合った事業費積算となっているか。

事業実施の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容は事業者が有する従業員数や技術等を踏まえて実現可能なものか。 ・売上計画や生産計画、資金計画等が具体的で実現可能なものか。
先進性・モデル性	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品は、既存・競合商品等に比べ独自性・優位性（价格的、機能的、アイデア的、ストーリー的な視点）があるか。 ・開発する新商品・新サービスが先進的なものであるか、また、モデル的事例となり、他の事業者の参考・励みになりえるか。
事業の収益性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画上、収益が見込める事業であるか。 ・顧客ターゲットが明確であるか。 ・事業を実施することによる費用対効果を想定しているか。
将来性・波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に域外への需要の開拓を見込める事業であるか。 ・地域における技術的・経済的な波及効果が期待できるか。

(5) 事業計画の認定（9月下旬）

事業計画の認定の決定後、応募者全員に対して、審査結果の通知を送付いたします。事業計画が認定された事業者は、別途補助金の交付に係る申請手続きを行っていただきます。

認定事業計画については、原則として、企業名、代表者名、住所、業種、事業名、事業概要等を公表することがあります。

※審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

(6) その他

事業計画が認定された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

Ⅱ. 事業計画書の様式

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）下 関 市 長

住 所 _____
申 請 者 名 称 _____
代表者名 _____ (印)

地域資源活用促進事業計画認定申請書

下関市地域資源活用促進事業について、下関市地域資源活用促進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき計画の認定を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書（様式第1号別紙）
- 2 事業収支予算書（様式第2号）
- 3 直近の決算書類（貸借対照表、損益計算書）
- 4 定款及び登記簿謄本
- 5 会社案内等事業概要の確認ができる資料
- 6 市税を滞納していないことを証明する資料

(様式第1号別紙)

事業計画書

1 事業者名等

事業者名		代表者名	
担当者名		T E L	
E-mail		F A X	
所在地			
設立年月日	年 月 日	資本金	千円
従業員数		売上高(直近)	千円
業種		業務内容	

2 総括表

事業名				
地域資源名		類型		
事業概要				
事業実施期間	年 月 ~ 年 月			
事業費				
総事業費	円	補助金申請額	円	
(内訳)				
	対象経費	金額(円)	比率	説明・積算内訳
	謝金			
	旅費			
	賃金			
事業費	原材料費			
	機械・設備等費			
	委託・外注費			
	産業財産権等取得費			
	諸費(庁費)			
	その他			
	合計		100%	
※消費税及び地方消費税は除いて記載すること。				
※1,000円未満を切り捨てて記載すること。				

3 事業内容

(1) 事業目標
(2) 具体的事業内容
(3) 市場性 (ニーズ、市場規模、販売方法、販売ルート、ターゲット、価格)
(4) 新規性・競争力 (新たな発想、工夫や独自性・優位性)
(5) 予想される課題と対策
(6) 生産・供給体制 (原料調達) (生産体制)

(7) 事業計画に係る商品・役務の売上収支計画 (単位：千円)

	1年目 (年 月期)	2年目 (年 月期)
売上高		
うち域外		

(売上計画の内訳)

(単位：個、千円)

商品・役務名		1年目 (年 月期)	2年目 (年 月期)
	生産数量		
	売上数量		
	売上高		
	生産数量		
	売上数量		
	売上高		
	生産数量		
	売上数量		
	売上高		
	生産数量		
	売上数量		
	売上高		

(8) 事業を実施する際の連携体制

(9) 事業実施スケジュール

様式第2号（第8条関係）

事業収支予算書

（ 年 月 ～ 年 月分）

1 収入の部

経費区分	事業費（円）	備 考
補助金		
借入金		
自己資金		
その他		
計		

2 支出の部

経費区分	総事業額（円）	補助対象経費（円）	補助対象経費の 説明・積算内訳
謝 金			
旅 費			
賃 金			
事業費	原 材 料 費		
	機 械 ・ 設 備 等 費		
	委 託 ・ 外 注 費		
	産 業 財 産 権 等 取 得 費		
	諸 費 （ 庁 費 ）		
そ の 他			
計			

- 1 事業実施期間が年度を跨るときは、年度毎に作成すること。
- 2 総事業額及び補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を除くこと。
- 3 総事業額及び補助対象経費には、1,000円未満を切り捨てて記載すること。
- 4 総事業額は、事業計画書（様式第1号別紙）の「2. 総括表」の事業費欄における「総事業費」と一致すること。ただし、事業実施期間が年度を跨り、複数作成する場合は、その合計額が一致すること。

中小企業地域資源活用促進法の適用対象となる中小企業者の範囲

	業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	備 考()	
1	製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	法	第2条第1項
2	卸売業	1億円以下	100人以下	法	第2条第2項
3	サービス業	5,000万円以下	100人以下	法	第2条第3項
4	小売業	5,000万円以下	50人以下	法	第2条第4項
5	その他、政令で定める業種			法	第2条第5項
	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下	令	第1条第1項
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下		
	旅館業	5,000万円以下	200人以下		
6	企業組合				
7	協業組合			法	第2条第7項
8	その他、政令で定める組合およびその連合会			法	第2条第8項
	事業協同組合			令	第1条第2項
	事業協同小組合				
	協同組合連合会				
	農業協同組合				
	農業協同組合連合会				
	農事組合法人				
	漁業協同組合				
	漁業協同組合連合会				
	水産加工業協同組合				
	水産加工業協同組合連合会				
	森林組合				
	森林組合連合会				
	商工組合				
	商工組合連合会				
	商店街振興組合				
	商店街振興組合連合会				
	生活衛生同業組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が5,000万円（卸売業は1億円）以下	直接又は間接の構成員の2/3以上が常時50人（卸売業又はサービス業は100人）以下		
	生活衛生同業小組合				
	生活衛生同業組合連合会				
	酒造組合	直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の2/3以上が3億円以下	直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の2/3以上が常時300人以下		
	酒造組合連合会				
	酒造組合中央会				
	酒販組合	直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の2/3以上が5,000万円（酒類卸売業者は1億円）以下	直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の2/3以上が常時50人（酒類卸売業者は100人）以下		
	酒販組合連合会				
	酒販組合中央会				
	鉱工業技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が法第2条第1項第1号から第7号までに規定する中小企業者			

備考欄：「法」とは、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（中小企業地域資源活用促進法）」をいい、「令」とは、「中小企業による地域産業資源の促進に関する法律施行令」をいう。

地域資源活用促進事業費補助金 Q & A

1. 補助対象者について

Q 1. 創業予定者や創業間もない者は、補助対象者となりますか。
A 1. 本事業は、中小企業者が対象となるため、創業予定者は対象外となります。 他方、創業間もない者（開業届提出済、法人設立登記済等）は、補助対象者となります。
Q 2. 個人事業主として事業を行う農林漁業者は補助対象者となりますか。
A 2. 農林漁業者は、中小企業の要件を満たす者であれば補助対象となります。 ※本事業における中小企業者の範囲については（別紙）参照

2. 補助対象事業について

Q 3. 既に山口県の指定を受けている地域資源以外に、本事業での活用が可能な地域資源はありますか。
A 3. 本事業での活用が可能な地域資源には、既に山口県の指定を受けているものだけでなく、今後山口県の指定が見込まれるものを含みます。なお、今後山口県の指定が見込まれるものとは、市から山口県に追加指定の申請を予定しているものを指します。
Q 4. 地域資源そのものを販売する事業は補助の対象となりますか。
A 4. 本事業は、地域資源を活用して、既存の商品・サービスとは差別化された、新たな商品・サービスの開発を支援する事業であるため、地域資源そのものの販売は補助の対象となりません。 ※例えば、農林水産物である地域資源の場合は、加工する必要があります。
Q 5. 販路開拓のみを実施する事業は補助の対象となりますか。
A 5. 本事業は、地域資源を活用して、商品開発から販路開拓までを実施する事業が対象となりますので、販路開拓のみの事業は対象となりません。
Q 6. 既存の商品を改良して、販路開拓を実施する事業は対象となりますか。
A 6. 既に商品化されているものであっても、商品化後概ね 1 年以内であり、本事業によって当該商品を改良し、販路開拓を行う場合については、「新商品・新サービスの開発」とみなします。

3. 補助対象経費について

Q 7. 新商品・新サービスの開発を先行して実施する場合、既に生じている費用は補助対象となりますか。
A 7. 交付決定日前に支出した経費は補助対象外となります。
Q 8. 交付決定日前に販路開拓を目的とした展示会に出展し、その出展費用を交付決定日後に支払った場合、この出展費用は補助対象となりますか。
A 8. 展示会の開催が補助対象期間外（交付決定日前）となるため、対象外となります。
Q 9. 補助事業に従事させるため、臨時的にアルバイトを雇う場合の経費は補助対象になりますか。
A 9. 補助事業者と雇用関係が結ばれている場合に限り、臨時的に雇い入れたアルバイト、パートに対する賃金は補助対象になります。ただし、あくまで臨時的なものに限るため、常時雇用するアルバイト等は対象になりません。 ※賃金は補助金額の2分の1が上限になります
Q 10. 販売を目的とした最終製品（試作品を除く）の原材料費は、補助対象になりますか。
A 10. 本事業では、直接、営利活動を支援することができないため、販売を目的とした最終製品（試作品を除く）の原材料費は補助対象外となります。補助対象となるのは、新商品・新サービスの開発や販路開拓に用いる原材料（試作品やそのテストマーケティングに使用する原材料）に限られます。
Q 11. 広告宣伝費を使用する場合、補助対象外になるものとして気を付けるべき点がありますか。
A 11. 新商品・新サービスの広報に要する費用のみが補助対象になります。 そのため、他の事業や会社自体をPRするものは補助対象外となります。

4. 補助事業の実施について

Q 12. 補助金を事前にもらうこと（概算払い）は可能ですか。
A 12. 本事業では、年度ごとの精算払いのみであり、概算払いは行いません。
Q 13. 年度ごとの補助金交付は、どのような手続きで行われるのですか。
A 13. 各年度の事業が完了後、事業者は年度ごとに実績報告書を提出し、確定検査を受けることとなります。事業内容と経費内容についての検査を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、市からお支払い（口座振込）します。